古賀市地域包括支援センター業務委託仕様書

　令和３～令和５年度

古賀市

Ⅰ　基本事項

１　業務名

　　　古賀市地域包括支援センター業務委託

２　目的

　　　地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする施設であり、今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの実現に向けて中心的な役割を担うものである。

　いわゆる２０２５年、２０４０年問題に対応するために、市は介護予防・日常生活支援総合事業と連携した包括的支援事業を充実させ、地域に密着した地域包括支援センターが必要なことから、日常生活圏域（中学校区）ごとに、地域包括支援センターを設置し、同センターの業務を委託するものである。

３　委託期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　施設の名称及び担当する日常生活圏域

　　　本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当する日常生活圏域は、次のとおりと

　　する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 圏域名 | 担当行政区域 |
| 古賀市第１地域包括支援センター | 古賀中学校区 | 筵内、久保、久保西、庄北、庄南、古賀団地、中央、古賀北、古賀南、中川、鹿部、日吉台、古賀東、花鶴丘１丁目、花鶴丘２丁目１、花鶴丘２丁目２、花鶴丘２丁目３、花鶴丘３丁目 |
| 古賀市第２地域包括支援センター | 古賀北中学校区 | 病院、千鳥北、千鳥南、千鳥東、さや団地、高田、千鳥タウンコート、東浜山団地、花見南、花見東１、花見東２、北花見、舞の里１、舞の里２、舞の里３、舞の里４、舞の里５ |
| 古賀市第３地域包括支援センター | 古賀東中学校区 | 新原、今在家、青柳、小竹、町川原１、町川原２、谷山、小山田、薬王寺、米多比、薦野 |

　担当する日常生活圏域の概況　　　　　　　　　　（令和２年３月３１日現在/単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日常生活圏域 | 総人口 | 高齢者人口（６５歳以上） | 高齢化率 | 高齢者人口（７５歳以上） | 高齢化率 |
| 古賀中学校区 | ２６，７７３ | ７，３０５ | ２７．３％ | ３，６３２ | １３．６％ |
| 古賀北中学校区 | ２０，３７７ | ４，８２６ | ２３．７％ | １，９５６ | ９．６％ |
| 古賀東中学校区 | １２，５０８ | ３，６２４ | ２９．０％ | １，５９０ | １２．７％ |

５　法令等の遵守

　　　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）の規定に基づき、適切、

　　公正、中立かつ効率的に地域包括支援センター（以下「センター」という。）業務を実

　　施する。業務の実施に当たっては、次に掲げる法令、要綱、手引きなどを遵守するこ

と。なお、年度途中で内容変更や改正があった場合には、最新版を使用する。

・介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）

・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

・古賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

（平成２７年古賀市条例第４号）

・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）

・地域包括支援センター運営マニュアル２訂（平成３０年６月）（財団法人長寿社会

　開発センター）

・古賀市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等

を定める条例（平成２７年古賀市条例第５号）

・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律

　第１２４号）

・老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）

・地方自治法（昭和２２年法律第１６号）

・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

・古賀市個人情報保護条例（平成１４年古賀市条例第２３号）

・古賀市個人情報保護条例施行規則（平成１５年古賀市規則第９号）

・古賀市特定個人情報管理規程（平成２７年古賀市訓令第６号）

・古賀市財務規則（平成１７年古賀市規則第１３８号）

Ⅱ　委託業務内容

１　業務内容

1. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

ア　第１号介護予防支援事業（法第１１５条の４５第１項第１号二（居宅要支援被

　　保険者に係るものを除く。））

イ　総合相談支援業務（法第１１５条の４５第２項第１号）

ウ　権利擁護業務（法第１１５条の４５第２項第２号）

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第１１５条の４５第２項第３号）

オ　地域ケア会議（法第１１５条の４８）

カ　多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第１１５条の４６第７

　　項）

キ　在宅医療・介護連携推進事業（法第１１５条の４５第２項第４号）

ク　生活支援体制整備事業（法第１１５条の４５第２項第５号）

ケ　認知症施策推進事業（法第１１５条の４５第２項第６号）

　　なお、アからケの詳細は次のとおりとする。

ア　第１号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象

者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を実施する。

イ　総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、

地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を把握し、相談を受け、保健・医療・福祉の適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(ｱ)地域におけるネットワークの構築

　　支援を必要とする高齢者を把握し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする

適切な支援へつなげるとともに、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防

止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援

に関する活動に携わるサポーターなど、担当区域における様々な関係者のネット

ワークの構築を図る。

(ｲ)在宅介護などに関する総合相談

相談内容の課題を明確にし、情報提供や関係機関及びサービス提供機関等につ

なぎ、必要に応じて継続支援のためのモニタリングを行う。

ウ　権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができな

い、適切なサービス等につながる方法がみつからない等の困難な状況にある高齢者が、

地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視

点からの支援を行う。

(ｱ)権利擁護の観点からの支援が必要と判断された場合における適切な支援

a 対象者

総合相談支援等を行う過程において、権利擁護の観点からの支援を行うこと

が必要であると認められる者

b 活動内容

認知症等により判断能力の低下が見られる場合、必要に応じて日常生活自立

支援事業、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する

など、対象者のニーズに即した適切なサービスや専門相談機関につなぎ、適切

な支援を提供することにより高齢者の生活の維持を図る。

(ｲ)高齢者虐待への対応

a 対象者

通報や、相談により虐待を受けていると疑われる者又はその関係者

b 活動内容

虐待の事例を把握した場合は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する

支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）」等に基づき、速やかに当

該高齢者を訪問して状況を確認する等、適切な対応をとるとともに、特に緊急

の対応が必要と判断した場合は、速やかに市へ報告し、連携して対応すること。

また、虐待等により、対象者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要

と判断した場合は、市の担当部局に状況等を報告するとともに、措置入所の実

施を求めること。

(ｳ)困難事例への対応

a 対象者

担当地域内の高齢者及びその関係者

b 活動内容

重度の障がい又は認知症のひとり暮らし高齢者、精神疾患を有する高齢者、

家庭環境により意思決定が困難な高齢者、地域との関わりに問題を有する高齢

者など、重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否してい

る場合に、各専門職が相互に連携するとともに地域包括支援センター全体で対

応を検討し必要な支援を行う。

(ｴ)消費者被害の防止

a 対象者

担当地域内の高齢者及びその関係者

b 活動内容

訪問販売などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者生活センター

や警察等と定期的な情報交換、連携を図るとともに、適宜、民生委員、介護支

援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門

員、他の関係機関の様々な職種との連携、在宅と施設との連携など、地域において多

職種相互の協働等による連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継

続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働のための体制づく

りや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(ｱ)包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

①関係機関との連携体制構築への取り組み

②サービス担当者会議開催支援

③入院・退院、入所・退所時の連携

(ｲ)地域の介護支援専門員に対する支援

a 対象者

担当地域内に居住する対象者を担当する介護支援専門員

b 活動内容

次に掲げる取り組みを、必要に応じ随時実施する。

・介護支援専門員からの個別相談対応。

・支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応。

・その他、ケアプラン作成に対する指導・助言等、介護支援専門員が、包括

的・継続的ケアマネジメントを円滑に行うための支援。

オ　地域ケア会議

本会議は、古賀市地域ケア会議要綱（平成２９年告示第２９号）に基づき実施

する。

(ｱ)内容

担当地域内の支援対象者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けること

ができるよう、必要な支援体制に関する検討を行う。

(ｲ)開催回数

毎月1回以上、開催するものとする。

カ　多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

　包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・医

療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等のさまざまな社会

資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。

　特に、医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のために、在宅医療の関係者

との緊密な連携を図ること。

キ　在宅医療・介護連携推進事業

担当地域内において、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた

地域で自分らしい暮らしを続ける事ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供す

るための取り組みを、市と連携して行う。

ク　生活支援体制整備事業

担当地域内において、ＮＰＯ法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉

法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援

体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくための取り組み

を、市と連携して行う。

ケ　認知症施策推進事業

保健師その他これに準ずるものを認知症地域支援推進員とし、担当地域内の認知症

の人に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、福岡県認知症医療

センターを含む医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関等と連携し、認知症

の人やその家族を支援する相談業務等を、市と連携して行う。

また、古賀市の認知症施策の推進を一体的に図っていくための取り組みを、市と連

　　携して行う。

（２）指定介護予防支援業務（法第８条の２第１６項）

指定介護予防支援の業務の実施にあたっては、法第１１５条の２２の規定に基づき、

市の指定を受けることを前提とする。

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用

等を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護

予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予

防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡

調整などを行うこと。

（３）第１号介護予防支援事業業務（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

　法第１１５条の４５第１項第一号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保険

者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている

環境その他の状況に応じて、訪問型サービス（第１号訪問事業）、通所型サービス（第1

号通所事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

（４）その他業務

　　ア　担当地域を越えた業務への対応

担当区域を越えた業務については、各日常生活圏域を担当する地域包括支援センタ

ーと連携を図りながら実施すること。

イ　各種会議への出席

各地域の民生委員児童委員協議会の会議、各地域包括支援センター間の会議、古賀

市介護保険運営協議会など、地域住民、関係団体等への会議に出席を求められた際に

は、必要に応じて当該会議へ出席すること。

ウ　各種研修会への参加

　必要に応じて、市及び他機関が開催する研修会等に参加すること。

エ　その他

本業務委託契約の締結日以降、介護保険制度改正への市の対応方針の決定及び国の

政令・省令などで地域包括支援センターに関する新たな業務が発布された場合等によ

り、前述の業務以外の業務を実施する必要性が生じた場合には、別途、市と協議のう

えこれを実施するものとする。

２　業務実施上の留意事項

1. センターの運営にあたっては、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利

　　に扱うことがないよう十分配慮すること。

1. 利用者の意見を十分に聞き、適切な業務の遂行を行うこと。
2. サービスの向上を念頭に業務に従事すること。
3. 古賀市の高齢者福祉を担う窓口であることをふまえて、市の方針や施策に沿って

　　業務を実施すること。

（５）事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢

者の日常生活支援に関する活動に携わるサポーター、その他の地域におけるさまざ

まな関係者とのネットワークを構築し連携に努めること。

（６）古賀市における「地域包括支援センターの運営に係る方針」に沿って行うこと。

　（７）業務の実施手順等の詳細は、別に定める古賀市高齢者虐待対応マニュアル及び業

　　　務指示書等により実施すること。ただし、マニュアル及び指示書の変更が必要な場

合は市と協議を行うものとする。

Ⅲ　設置場所及び設備等

１　古賀市地域包括支援センターの設置場所及び建物設備

1. 設置場所

　　受託者は担当する日常生活圏域内（以下「担当地域」という。）に本業務を運営する事

務所を設置する。

1. 建物設備

事務所の建物設備は、次に掲げる基準を満たすものとする。なお、設備類及び設備に関する経費は、受託者が負担することとし、設備等に係る契約についても市は一切関与しないものとする。

ア　事務室及び本業務の運営に必要な相談室、会議室、書類保管棚等を有していること。なお、相談室及び会議室については、簡易に移動できるパーテーションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。

イ　アの事務室は、各業務を行う上で一体的なものとし、原則２０㎡以上とすること。

ウ　高齢者に配慮した設備を有し、事務室もしくは相談室を２階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。

エ　利用者の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保すること。

オ　施錠できる保管庫を有しセキュリティを確保すること。

カ　専用のパソコンを１台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、専用で利用する新規メールアドレスを取得すること。なお、同パソコンについてはセキュリティ機能を確保すること。

キ　事務机及び椅子を職員数分確保し、プリンター、ファクシミリ及び電話機を配置すること。

ク　センターの看板を１つ以上道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めること。

ケ　センターを開設する建物等の不動産については、市の都市計画等並びに建築基準法その他の法令等を遵守したものとすること。

コ　自動車または自転車等の車両を配置し、当該車両に地域包括支援センターの名称を掲げること。

1. 留意事項

ア　受託者は、個人情報については、厳格に取り扱うこと。パソコン等の持ち出し防止措置を講ずること。

イ　事務室内には、センター業務関係者以外の者が管理者等の許可なく立ち入ることを禁止すること。

Ⅳ　業務日及び業務時間

１　業務日及び業務時間

（１）業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までは除く。）

（２）業務時間

　　午前８時３０分から午後５時まで

（３）業務日以外及び業務時間以外の対応について

　　業務日以外及び業務時間以外であっても緊急時の相談等に対応するため、２４時間

対応可能な連絡体制を確保すること。また、業務日以外及び業務時間以外であっても

地域住民、関係団体等への会議の出席を求められる場合がある。

Ⅴ　人員配置等

１　職員体制

　職員体制は各部門に、次の資格を有する専従職員を配置し、その中の１人を管理者とす

ること。

また、業務を効率的に遂行するため、資格を有する専従職員を配置する他に必要な職員を配置するなど、必要な策を講じること。

　なお、職員の資質向上のため、国・県及び職能団体等が主催する研修に職員が参加する

機会を確保し人材育成に努めること。

（１）包括的支援部門

包括的支援部門に係る専従職員は、下記アからウの資格を有する者とし、各職種については各１名以上配置すること。

ア　保健師その他これに準ずる者　１人

(ｱ)保健師

(ｲ)準ずる者として、地域ケア・地域保健等に経験のある看護師。

※看護師に准看護師は含まない。

イ　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

(ｱ)社会福祉士

(ｲ)準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者。

ウ　主任介護支援専門員その他これに準ずる者　１人

(ｱ)準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

（２）介護予防支援部門

ア　介護支援専門員

　　※担当する地域における必要な介護予防サービス・支援計画作成及び介護予防ケ

アマネジメント実施数に応じた人員を配置すること。

【参考】専門職の職員配置（介護保険法施行規則第１４０条の６６第２号に準ずる。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日常生活圏域 | 高齢者人口 | 保健師等 | 社会福祉士等 | 主任介護支援専門員 | ３職種のいずれか |
| 古賀中学校区 | ７，３０５人 | １人 | １人 | １人 | １人 |
| 古賀北中学校区 | ４，８２６人 | １人 | １人 | １人 | ― |
| 古賀東中学校区 | ３，６２４人 | １人 | １人 | １人 | ― |

　　　　　　　　※高齢者人口は令和２年３月３１日時点

２　勤務形態

　包括的支援部門の職員については、いずれの職種も常勤、専従で配置すること。

常勤換算による配置は認めない。

３　管理責任者

　管理責任者（センター長）は上記（１）のいずれかの職員が兼務することができる。

４　管理責任者の責務

（１）管理責任者は、地域包括支援センターの全体（指定介護支援事業所を含む。）の

　　　管理をする。

（２）管理責任者は、年間の事業計画を定め、本委託業務を計画的に実施する。

（３）管理責任者は、業務の実施にあたっては、その実施状況、処遇目標及び達成状

　況について自ら評価を行い、今後の課題を把握し、業務の質の向上に努めること。

（４）管理責任者は、センター職員が法の理念、センター設置の目的を理解した上で、

　各々の専門性を活かして、連携、協働による業務を行うことができるように努め

　ること。

（５）管理責任者は、センター職員の事務分掌を提出すること。

５　留意事項

（１）他の業務への兼務を認めないが、次の項目については必要に応じ業務を認める。

　　　ア　包括的支援事業及び第１号介護予防支援事業を実施するために配置した職員を、

これらの業務に支障のない範囲で、指定介護支援事業所に配置する職員と兼務させること。支障のない範囲とは、職員一人あたり１０件までの担当とする。

　イ　認知症初期集中支援チームのチーム員

　ウ　認知症地域支援推進員

（２）配置職員の変更等についてはあらかじめ本市と協議し、承認を得ること。

（３）緊急時対応体制を整備し、あらかじめ本市に届け出ること。変更があった場合も同様とする。

（４）業務に必要な研修、接遇研修、人権研修、その他必要な研修を行い、センター職員の資質の向上に努めること。また、市が適切な業務実施のために行う研修及び報告書を作成し本市に提出すること。

（５）センター職員は業務を遂行するにあたり感染症を予防するように努めること。

（６）センター職員が退職する場合、又は育児休業及び９０日以上の病気休業等を取得する場合は、すみやかに代替職員を補充すること。

（７）配置職員に異動がある場合は、原則1か月前までに市に報告し、異動確定後に任意の変更届出書を提出すること。

Ⅵ　個人情報の取扱い

１　守秘義務

　地域包括支援センターの職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

また、各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくとともに、予防給付のケアマネジメントにかかる委託先の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮すること。

なお、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置は、別紙「古賀市特定個人情報管理規定に基づく誓約書」によるものとする。

２　法令等の遵守及び公正、中立性の確保

業務の実施にあたり、法及び関係法規を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

Ⅶ　委託料

１　業務に関する運営経費及び委託料上限額について

　　　業務に関する運営経費は委託料と指定介護予防事業における介護予防支援費及び第１号介護予防支援事業業務における介護予防ケアマネジメント費とする。

（１）委託料

委託料は、Ⅱ委託業務内容１業務内容（１）包括的支援事業に係る委託料とする。

委託料については、次の額を上限とし、応募法人が収支計画書（様式１１）において、委託料収入として記載した額とする。

＊関係法令の改正等に伴う業務内容の変更などにより、契約期間内に仕様書の変更を行う場合がある。

＊募集圏域ごとの委託料限度価格は、下記のとおりとする。

＊提案限度価格は、消費税及び地方消費税を含む。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日常生活圏域 | ３年分提案限度価格 | 各年度提案限度価格 |
| 古賀中学校区 | ９３，０００，０００　円 | ３１，０００，０００　円 |
| 古賀北中学校区 | ８１，０００，０００　円 | ２７，０００，０００　円 |
| 古賀東中学校区 | ８１，０００，０００　円 | ２７，０００，０００　円 |

（２）指定介護予防支援業務

指定介護予防支援業務については、介護保険法の規定に基づき、介護報酬より介護予防支援費として初回７，４６３円／月（内訳１件４，４００円、初回３，０６３円）、２回目以降４，４００円／月、小規模多機能連携加算３，０６３円／月（令和２年度現在）が支払われ、委託料とは別に受託法人の収入とする。

（参考：担当する日常生活圏域における予防給付作成件数　令和２年３月実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日常生活圏域 | 直営（新規） | 直営（継続） |
| 古賀中学校区 | ２ | ８８ |
| 古賀北中学校区 | １ | ７０ |
| 古賀東中学校区 | １ | ２９ |

　＊その他、委託事業所１４か所で３圏域合計１１４件を担当している。

（３）第１号介護予防支援事業業務

第１号介護予防支援事業業務については、古賀市介護予防ケアマネジメント事業業務委託にて定めた内容により介護予防ケアマネジメント費を支払う。

介護予防ケアマネジメント費Aとして初回７，４６３円／月（内訳１件４，４００円、初回３，０６３円）、２回目以降４，４００円／月、介護予防ケアマネジメント費B及びCとして初回６，０７３円／月（内訳１件３，０１０円、初回３，０６３円）、２回以降３，０１０円／月、小規模多機能連携加算３，０６３円／月（令和２年度現在）が支払われ、委託料とは別に受託法人の収入とする。

なお、担当する日常生活圏域の第１号介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント）の件数は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 日常生活圏域 | 総合事業作成件数（令和２年３月実績より） |
| 古賀中学校区 | １３４ |
| 古賀北中学校区 |  ７０ |
| 古賀東中学校区 |  ６６ |

２　委託料の請求・支払

毎年度、２回に分けて委託料の請求書を提出すること。市は適正なる請求書の受理後

３０日以内に支払うものとする。

（１）当該年度分の業務委託料の２分の１の額（１万円未満切捨て）　　４月末日まで

（２）当該年度分の業務委託料の２分の１の額（１万円未満切捨て）　１０月末日まで

Ⅷ　その他

１　業務計画及び業務報告の提出について

受託者は、次に掲げる書類を作成し、市に提出することとする。

（１）毎年度「業務計画書」及び「収支予算書」を当該業務年度末までに提出する。

（２）「業務報告書（月次）」を業務実施月の翌月１５日までに提出する。

（３） 「業務報告書（年度）」及び「収支決算書」を業務終了後３０日以内に提出する。

２　経理について

経理は、Ⅱ１（１）包括的支援事業、Ⅱ１（２）指定介護予防支援業務分・Ⅱ１（３）第１号介護予防支援事業業務分との３つに区分し、Ⅱ１（４）その他の業務は、Ⅱ１（１）包括的支援事業の経理に含んで計上すること。

３　事故発生時の対応等について

受託者は、業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、市に速やかに報告すること。なお、事故の発生による損害に係る一切の責任は全て受託者が負うものとする。

４　契約の解除

市は、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しないと認められる場合や、公正、中立に業務を実施していない場合など、不適切な事業の運営を認めた場合には、書面により改善の勧告を行う。

なお、市の勧告にも関わらず十分な改善が見られない場合には、古賀市介護保険運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。これにより、市に損害が生じた場合は、受託者はその費用を負担するものとする。

５　その他

　　本仕様書に定めのない事項については、「地域包括支援センターの設置運営について」

（平成１８年１０月１８日老計発第１０１８００１号・老振発第１０１８００１号・老老

発第１０１８００１号、一部改正：平成２８年１月１９日）を参照し、疑義が生じた場

合は、市と受託者が双方協議のうえ決定するものとする。